

西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成30年3月

島 根 県

目 次

西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標

- 1) 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2) 地域毎の市街地像・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 区域区分の決定の有無

- 1) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3. 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・3
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・4
 - ① 交通施設の都市計画の決定の方針・・・・・・・・4
 - ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針・・・・5
 - ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針・・・・6
- 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・6
 - ① 基本方針・・・・・・・・6
 - ② 主要な緑地の配置の方針・・・・7
 - ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針・・・・8

西郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(島根県決定)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

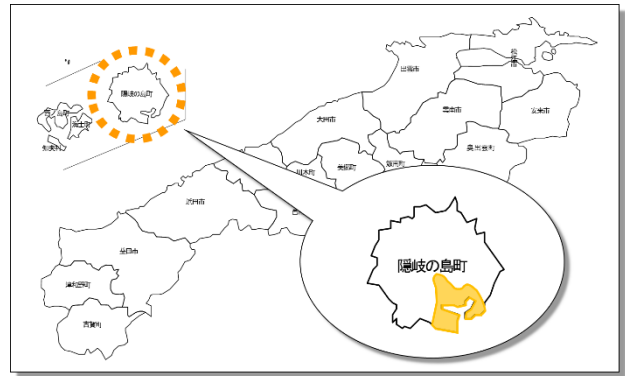
1. 都市計画の目標

西郷都市計画区域は、隠岐島後の隠岐の島町南部に位置しており、面積約 30 km²、人口約 9,000 人の都市計画区域である。

町の全面積の約 80%が山林で、島最大の河川である八尾川の河口付近に人口の約半数が集中して市街地を形成している。

島根総合発展計画では、中海・宍道湖圏域と連携し、隠岐ユネスコ世界ジオパークや大山隠岐国立公園等の特色ある自然が育

む豊かな資源を活かした観光産業の振興を進め、その基盤となる空路及び航路の維持・充実を図ることが必要とされている。



1) 都市づくりの基本理念

隠岐の島町は隠岐の政治・経済・文化の中心地として古くから栄え、町の玄関口・西郷港は北前船航路の時代から日本海交易の要衝として、また漁業基地として発展してきた。

しかし、本町も人口の減少、高齢化、産業の衰退など過疎化が進行しており、安全で快適な生活環境を創出し、健康で文化的な魅力を持った地域づくりが必要とされている。

近年、地域経済を活性化するため、本町のすぐれた自然と文化を活かした観光の振興を図る施策を展開しており、西郷港の埠頭整備や隠岐空港の新滑走路整備により、交流人口の拡大を目指している。

今後、生活環境向上に資する都市施設の充実を図りながら、来訪者と地域住民が交流で賑わうまちづくりを進めることとする。

これらの観点から、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○交通ネットワークの強化と交流拠点の形成

「中海・宍道湖圏域」との交通ネットワークの強化により、交流人口の拡大を図るとともに、隠岐の歴史・伝統的文化資源を活用し、来訪者と地域住民の交流で賑わう活力あるまちづくりを進める。

○優れた自然環境の保全・活用

本区域を取り囲む海岸や樹林地、八尾川沿いの水と緑の空間など、優れた自然環境の保全に努めるとともに、身近な緑地空間を活用し、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを進める。

○定住促進のための安全で快適な居住環境整備

中心市街地の活性化を図るとともに、道路や下水道、病院などの生活関連施設の整備を図り、少子高齢化社会への対応と定住促進のためのまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

地 域 等	将 来 の 市 街 地 像
西郷港周辺	西郷港の埠頭周辺の整備に併せ都市基盤の充実を図り、島後の中心的役割を担う商業業務地を形成する。特に西郷港隣接地は、来訪者を対象とした観光型商業地とし、にぎわいのある商業空間づくりを目指す。
既成市街地	役場や医療・教育機関などの公共施設が集積しており、道路や下水道などの都市基盤の整備や居住環境の改善を進め、魅力ある住宅地の形成を図る。また、国道 485 号等の幹線道路沿道においては商業施設が立地しており、背後地の農地、緑地等の自然環境と調和した土地利用を図る。
市街地周辺部	優良農地として保全を図るとともに、自然環境や町並みと調和した快適な田園居住地域としての環境整備を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである

本区域において、無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境の整備又は保全への配慮を行いながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断する。

従って、引き続き本都市計画区域には区域区分を定めないとした。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。

地域等	方針
西郷港周辺	島後の中心的役割を担う商業業務地として配置する。 歴史的文化施設や町並みが形成されている地区については、その景観の維持・保全を図る。
既成市街地	比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。国道 485 号等の幹線道路沿道においては、周辺の営農、自然環境等に配慮しつつ沿道型商業業務地として配置する。 また、老朽化した木造住宅密集市街地については、建て替え、不燃化の促進、敷地の共同化などを進めるとともに、空き家・空き地などの低未利用地の有効活用を図り、良好で効率的な居住環境の形成を図る。
市街地周辺部	八尾川・東郷川・飯田川周辺については優良農地として積極的な保全を図る。
災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区	建築基準法第 39 条（災害防止区域）、地すべり等防止法第 3 条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条（土砂災害警戒区域）、第 9 条（土砂災害特別警戒区域）、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項（津波災害警戒区域）、第 72 条第 1 項（津波災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則として市街化の抑制を図る。
その他災害の発生のおそれがある地区	災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、本土間交通と島内交通の2つに分けられる。本土間交通には海路と空路があり、海路ではフェリーと超高速旅客船レインボーが運航し、西郷港と七類港・境港を結んでいる。空路については隠岐空港から出雲空港と大阪空港へそれぞれ運航している。

島内の交通体系については、国道485号を軸として、主要地方道隠岐空港線、西郷都万郡線、西郷布施線が各方面に連絡しており、幹線街路3路線、区画街路1路線、計4路線が都市計画決定されている。

西郷港については、埠頭用地の確保等を目的とした周辺の整備が行われ、隠岐空港についても都市部からの誘客、また航空機の安全運航や就航率の向上に向け、新滑走路の整備が行われた。

このような状況を踏まえ、次の基本方針のもと交通体系の整備を進める。

○交通ネットワークの強化とターミナル機能の充実

「中海・宍道湖圏域」に立地する高次の都市機能等との交通ネットワークを強化し、西郷港及び隠岐空港のターミナル機能の充実を図る。

○地域間道路網の強化

周辺地域との連携強化を図るため、地域間を結ぶ幹線道路の整備を進める。

○生活道路の整備

日常生活の基盤となる生活道路については、交通量や交通状況等を勘案し、幹線道路との有機的な連携を図りながら、計画的な整備を進める。

○公共交通の整備

高齢化社会への対応のため、路線バス等の運行確保、利用促進、利便性の向上を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配 置 の 方 針
幹線道路	地域間道路網を確立する路線 国道485号、㊸西郷布施線、㊸西郷都万郡線、㊸隠岐空港線を配置する。

イ 空港

種 別	配 置 の 方 針
空 港	隠岐空港

ウ その他

種 別	配 置 の 方 針
交通結節点	西郷港埠頭、隠岐空港ターミナルを島外交通と島内交通の結節点として配置し、機能の強化を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備又は着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	路 線 名 等	
道 路	幹線道路	㊦隠岐空港線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、浸水の防止、生活様式の改善等による生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備管理手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正なものとなるよう、基本的に市街地内では公共下水道により、また市街地郊外部の既存集落では、漁業集落排水等の集合処理や合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

ii 河川

本区域に流れる八尾川は急峻な山地を下り、中流部で銚子川や有木川等の支川を合わせ西郷湾へ流下している。八尾川の平野部は昔から浸水被害が多発しており、その治水対策として河道の拡幅等の整備を行った。今後、河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を実施する。

また、下水道整備や水質浄化対策により、河川水質の保全及び改善を図るとともに多自然型護岸の整備を図り、動植物等の生態系の保全に努める。

イ 整備水準の目標

都市施設	整備水準の目標
下水道 (汚水)	平成 27 年度末現在で 58.3%である隠岐の島町の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）の向上に努める。
河川	河川管理施設の機能を十分に発揮させるため、適切な維持管理を行い、地域の実情に応じた治水安全度を確保するものとする。

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備又は着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

主要な施設	整備概要等
下水道	整備水準の目標に掲げた汚水処理人口普及率の向上を目指して、公共下水道等の整備を促進する。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、設備の近代化や既存施設の有効活用を図り、適正な運用、維持管理に努めるほか、必要に応じて施設の計画的な整備を図る。また、住民の健康を守る医療体制を確立する。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

隠岐は平成 25 年に世界ジオパークに認定されるとともに大山隠岐国立公園に指定されており、島の周囲は高さ 100～300mに及ぶ断崖と複雑な奇岩が紺碧の海に映えて、豪壮かつ雄大な景観を有している。また、島内には大満寺山をはじめ 500m級の山々があり、豊かな山林や清流が美しい風景を形成している。

近年、都市内の緑や自然環境に対する住民意識が高まりつつあり、自然とふれあえる空間、人と人が交流できる空間の創出が求められている。中心部の市街地においては、オープンスペースが不足していることから、地域住民や観光客に潤いを与える緑地空間の確保を進めることによって、良好な都市環境の形成を図る必要がある。

本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力のあるまちづくりに資することを目的に、生活環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という 4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

b 緑地の確保水準

ア 都市公園等の施設として整備すべき目標水準

年次	現況 (平成 27 年)	目標年次 (平成 47 年)
目標水準	約 15 m ² /人	約 22 m ² /人

② 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に考慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

緑地系統	概要
環境保全系統	緑の少ない中心市街地内で街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園を整備し、都市環境の改善を図る。
	社寺境内地、観光施設の緑地は地域住民や観光客に潤いを与える緑地空間として保全を図る。
	動植物等の生態系の維持されている樹林地や河川の保全・整備を図る。
レクリエーション系統	住民の体力増進や健康づくりを推進していく場として、隠岐の島町運動公園およびその周辺地域をレクリエーションの設備の充実を図る。
防災系統	土砂流出や、地すべりの恐れのある市街地周辺部の緑地の保全を図る。
	地震時、火災時の広域避難地として、隠岐の島町運動公園や学校、八尾川沿いの緑地空間の活用を図る。
景観構成系統	島の周囲に及ぶ断崖と複雑な奇岩など、隠岐特有の景観の保全を図る。
	市街地を貫流し、水と緑の景観軸を形成している八尾川沿いの緑地空間の保全を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

西郷港周辺の整備にあたっては、公園、緑地、広場、歩行者専用道路、自動車道等を都市施設として一体的に整備する。

住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地等は都市計画公園として積極的に整備に努める。

良好な樹林地と水辺地と一体となって特に良好な住環境を形成している区域については、風致地区や緑地保全地域の指定を図るなど保全、整備に努める。

■ 都市構造図

